

特集 《不正競争防止法》

米国における営業秘密保護の現状について

平成 28 年度不正競争防止法委員会第 1 小委員会米国グループ

副委員長 向山 純子

委員 飯田 圭, 大平 恵美, 鈴木 薫, 二間瀬 覚, 吉村 公一

要 約

平成 28 年度不正競争防止法委員会第 1 委員会米国グループは、諮問事項「米国での営業秘密保護の動向の調査・研究」に対して検討をおこなった。本稿は、その活動に基づき、米国での営業秘密の保護の在り方について、弁理士が米国における営業秘密保護についての情報を提供するために有意義な情報を提供することを目的としている。そこで、以下に米国で平成 28 年 5 月に制定された連邦営業秘密保護法(Defend Trade Secrets Act of 2016)を踏まえた米国における保護の現状について説明するとともに、米国法律事務所であるモリソン・フォースター LLP に質問し回答を得るために作成した質問内容について説明する。この質問事項に対するモリソン・フォースターからの回答は、本誌に別原稿として掲載されているのでご参照されたい。

目次

1. はじめに
2. 日本国法制度と米国法制度の違い
3. 米国における営業秘密保護
 - (1) 統一営業秘密法 (Uniform Trade Secrets Act (UTSA)) による保護
 - (2) 連邦経済スパイ法 (Economic Espionage Act of 1966 (EEA)) による保護
 - (3) 連邦営業秘密保護法 (Defend Trade Secrets Act of 2016 (DTSA)) による保護
 - (4) 国際貿易委員会 (International Trade Commission (ITC)) による保護
 - (5) 契約による保護
4. 米国で問題となる点についての検討内容
5. 米国法律事務所に対する質問事項

1. はじめに

近年、新日鐵住金の方向性電磁鋼板の技術情報の流出、東芝のフラッシュメモリの技術情報の流出、ベネッセの顧客情報の流出等に代表される営業秘密の漏洩事故が企業間ビジネスに大きな影響を与えることが認識され、営業秘密を保護することの重要性が大きくクローズアップされるようになった。わが国においては、従前より不正競争防止法に基づいて営業秘密保護が図られてきており、また「不正競争防止法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 1 月 1 日に施行され、「営業秘密管理指針」は平成 27 年 1 月に全面的に改訂

されて、経済産業省より「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～」が平成 28 年 2 月に公表されている。一方において、近時日本企業の海外進出はめざましく、進出先は多岐にわたるが経済的につながりの深い米国が多いといえる。このような状況にあって、当委員会に対する平成 28 年度の諮問事項「米国での営業秘密保護の動向の調査・研究」は極めて現代的意義を有する。

不正競争防止法委員会第 1 小委員会米国グループでは、本諮問事項に対して、先ず米国は判例法に立脚し大陸法に基づくわが国法と法体制を異にすることに鑑み、米国での営業秘密保護を理解するために有益と思われる米国法制度の特色について報告し、その上で、米国における営業秘密保護の実務的な動向について検討した結果を報告する。従来、米国では、営業秘密の民事的救済のためには、訴額が 75,000 ドル以上であって、かつ原告と被告の州が異なることにより連邦裁判所に提訴できる場合を除いて、州法に基づいて州裁判所に提訴する必要があった。平成 28 年 5 月に連邦営業秘密保護法(Defend Trade Secrets Act of 2016、以下「DTSA」という)が制定された結果、二つ以上の州にまたがる州際通商(interstate commerce)及び外国との取引(foreign commerce)に関する営業秘密に係る民事的救済に関して、当該連邦法に基づいて連邦裁判所に提訴することができるようになったという発展

があった。この点をふまえて、DTSA 及びその他の米国で認められる営業秘密の保護のための法制度について説明する。

さらに、弁理士業務においてクライアントに情報提供するために、法制度の理解に加えて、より実務に即した情報があれば有意義であるという観点から、米国法律事務所であるモリソン・フォースター LLP（以下、「モリソン・フォースター」）に協力を求めることにし、当グループで検討し作成した営業秘密保護に関する有益な情報を求める質問の内容について述べる。この質問に対するモリソン・フォースターからの回答書は本誌に別原稿として掲載されており、会員にとって今後米国子会社、米国での事業に関連して情報提供をするにあたり有意義な情報となるであろうと考える。

2. 日本国法制度と米国法制度の違い

米国法制度を理解するには、わが国法制度との下記のような違いを理解することが肝要である。

まず、日本は成文法を第一次的法源（法の存在形式）とする制定法主義に立脚するが、米国は過去に下された判決に見いだされる判例法を第一次的法源とする判例法主義に立脚するという差異がある。判例法主義を取る米国では、法的安定性を図るため、裁判所は現在訴訟が行われている事件と同様の事実関係をめぐる事件について当該裁判所か同一管轄に属する上級裁判所に先例の判決がある場合は、その先例に従って裁判をしなければならないという先例拘束性の原理を採用している。後の裁判所は自らの事件の事実の概要と先例の事件の事実の概要を区別することにより異なった判決を得ることができる。上級裁判所は必要があると考えば自らの考えで判例を変更することができるが、強い必要性が要求される。

次に、米国においては、日本とは異なり、コモンロー（法的権利に基づく請求）とエクイティ（衡平の概念に基づく請求）の区別がなされている。エクイティは、具体的正義を達成すべくコモンローとは別に発展した法理であり、柔軟で裁判官の裁量が広く認められる点に特色がある。営業秘密侵害事件の救済に関しては、損害賠償請求はコモンローに基づき、また差止請求はエクイティに基づくという差異があることに留意すべきである。

更に、わが国は連邦制度を採用していないが、米国は連邦制度を採用しており、裁判所に関しては連邦裁

判所と州裁判所があり、法律に関しては連邦法と州法の区別がある。憲法で連邦の専権事項として規定された事案（例：特許、著作）、連邦法に基づく事件（例：DTSA に基づく訴訟の提起）及び異なる州の市民間（州民と外国人を含む）の訴訟で訴額が一定以上の事件は、連邦裁判所の対象となる。営業秘密に関しては、憲法で連邦の専権事項として規定されていないが連邦法（DTSA）に基づく提訴の場合、及び異なる州の市民（州民と外国人を含む）であって訴額が一定以上の事件の場合には、連邦裁判所に提訴することが可能となる。

また、米国においては、営業秘密に関する損害賠償請求に関する訴訟では陪審審理が保障される。

このような法制における両国の差異を踏まえて、米国における営業秘密に関して情報提供を行う場合は、対象となる裁判所は連邦裁判所か州裁判所か、基づいている法律は連邦法か州法か、救済手段は損害賠償だけであるか、差止請求をも対象とするか、陪審制度の適用があるか、等に留意する必要がある。

3. 米国における営業秘密保護

(1) 統一営業秘密法 (Uniform Trade Secrets Act : 以下、「UTSA」という)による保護

UTSA は、営業秘密に関して全米的に統一された保護を与えることを目的として制定されたモデル法であり、各州で効力を有するためには各州で採択されることが必要となっている。現在、UTSA は、マサチューセッツ州及びニューヨーク州を除いた全米各州で採用されている。マサチューセッツ州及びニューヨーク州では、UTSA を採用することなく依然として州のコモンロー（不法行為）によって営業秘密を保護している。各州における制定法は、それぞれ大筋の内容では同じであるが、採択にあたり内容を変更することができ、また各州において条文の解釈や適用が異なることもあるので注意が必要である。

UTSA は、営業秘密を「(i) その開示若しくは使用によって経済的価値を得ることのできる他の者により、一般的に知られておらず、かつ適切な手段によっては容易に解明されないことにより、現実の又は潜在的な、独立の経済的価値を生じさせるものであって、かつ、(ii) その秘密性の維持のために、当該状況のもとにおいて合理的な努力の対象となっている、処方、パターン、編集物、プログラム、装置、方法、技術又

はプロセスを含む、情報」と定義しており、TRIPS 協定第 39 条 2 項と同内容の規定となっている。

UTSA における「misappropriation」は、不正な使用行為、不正な開示に追加して不正な取得行為（以下「不正取得等」と訳す）を含んでおり、UTSA は、利用可能な救済手段として、差止め、損害賠償請求（現実損害及び逸失利益）、不当利得返還請求及び合理的なロイヤリティ、並びに、故意・悪意による場合には補填的損害賠償の 2 倍までの懲罰的損害賠償及び弁護士費用の賠償を認めている。

UTSA は、裁判所に対して訴訟において主張されている営業秘密を保護しなければならないと規定して営業秘密の保護を図っているが、どのように営業秘密を保護するかは、裁判所の判断に委ねられており、命令、イン・カメラ手続、記録の封印等が用いられる。

（2）連邦経済スパイ法 (Economic Espionage Act of 1996 : 以下、「EEA」という)による保護

EEA は、1996 年に、1980 年代初頭の IBM ソフトウェアの窃盗事件の発生、その後の米ソ冷戦構造で軍事技術情報をめぐるスパイ事件の増加という背景のもと、民事規制では十分ではないという観点から、営業秘密の不正取得等に関して刑事面を規律するために制定された連邦法である。EEA は、①外国政府による、又は外国政府に便益を与えるための経済スパイによる営業秘密の不正取得等 (18U.S.C. § 1831)、及び②民間の個人・企業による営業秘密の不正取得等 (18U.S.C. § 1832)、を禁止している。①経済スパイによる営業秘密の窃取があった場合については、先ず個人が有罪となったときに、最長 15 年の懲役、最大 500 万ドルの罰金又はその双方が課せられ、また企業が有罪となったときには、1000 万ドル又は窃取された営業秘密の価値の 3 倍額のいずれか高い方を最高額とする罰金が課せられる。さらに、②民間の個人・企業による営業秘密の窃取の場合においては、個人が有罪となったときは 10 年以下の懲役、上限の規定のない罰金又はその双方、企業が有罪となったときは 500 万ドルを上限とする罰金が科せられる。①及び②ともに、未遂及び共謀罪も処罰の対象となる。

EEA において、「営業秘密」とは、「有形物か無形物かを問わず、かつ、保管、集積又は物理的・電子的・図形的・写真的・書面的記録の有無及び方法を問わず、①その保有者が当該情報の秘密性保持のために合理的

な措置を講じており、かつ②公衆に一般的に知られておらず、かつ、公衆が適切な手段により容易に解明できないことから、現実の又は潜在的な、独立の経済的価値を生じさせる、全ての形態及び種類の財務的、事業上の、科学的、技術的、経済的又は工学的情報を意味し、パターン、計画、編集物、プログラム機器、処方、設計、試作品、方法、技術、プロセス、手続、プログラム又はコード」を意味し、当該情報の保有者が秘密性保持のために合理的な措置を講じていること、及び当該情報が公衆に一般的に知られておらず適切な手段により解明することは容易ではないことを必要とする。EEA に基づく保護においてはおとり捜査の手法を積極的に採用して営業秘密の保護を図っている。

EEA に基づく救済手段のうちには、罰金、懲役、それらの併科、違反から得られた財産の没収が含まれる。

（3）連邦営業秘密保護法 (DTSA) による保護

DTSA は、平成 28 年 5 月に、EEA (連邦経済スパイ法) の改正法として制定された米国連邦法上の営業秘密保護法である。DTSA の営業秘密の定義に大きな変更はなく UTSA の場合とほぼ同一であるが、これまで州法によってのみ民事上保護されていた営業秘密が、連邦法によっても民事上保護されることになった点に特色がある。すなわち、営業秘密の所有者は、州際通商 (interstate commerce) 及び外国との取引 (foreign commerce) において、連邦地裁にも営業秘密の民事上の保護を求めることができるようになった。ただし、DTSA は州法を占専 (preemption)⁽¹⁾ していない (18U.S.C. § 1838) ので、UTSA に基づく権利行使を妨げるものではない。実際に、連邦地裁に対して、特許権非侵害確認訴訟とともに州法に基づく営業秘密の保護及び DTSA に基づく営業秘密の保護を求めることが可能である。また、米国内のみならず、米国外であっても米国市民・米国永住権保持者及び米国法により組織された組織が営業秘密の不正取得者等の場合には DTSA の適用がある (18U.S.C. § 1837)。

さらに従来の州法やコモンローにはない、DTSA に特有の新しい制度として、一定の条件のもとにおいて、営業秘密の頒布等を防ぐため一方当事者の申立てに基づいて財産の差押命令 (ex-parte seizure) を裁判所が命じることができる。なお、この場合における差押命令の要件は以下のとおりである (18U.S.C. § 1836 (2) (A) (ii))。

- ① 差押命令を受ける当事者がかかる命令を避けたり、従わないことを理由に TRO (temporary restraint order)⁽²⁾ によっても目的達成ができないこと。
- ② かかる差押命令がなされなければ、緊急かつ回復不能な損害 (immediate and irreparable injury) が発生すること。
- ③ 差押命令の適用を拒まれた当事者への損害が、差押命令を受ける当事者に対する正当な権利への害悪より優越すること (比較考量した場合の利益が問題となる)。
- ④ 差押命令の適用を申し立てた者が以下の内容を立証できる可能性が極めて高いこと。その情報が営業秘密であって、差押命令を受ける当事者が、i) 不適切な方法で差押命令の適用を申し立てた者の営業秘密を不正流用したこと、又は ii) 差押命令の適用を申し立てた者の営業秘密の不正流用のために不適切な手段を使うことを計画していること。
- ⑤ 差押命令の適用を受ける当事者が営業秘密及び差押対象の財産を実際に占有していること。
- ⑥ 申立において、合理的な程度に詳細に差押対象物が記載され、かつ当該状況下において合理的な程度に差押対象物の存在場所が特定されていること。
- ⑦ 差押命令の適用を申し立てた者が差押命令の適用を受ける当事者に対して通知を出す場合には、その当事者がかかる物を破棄する可能性等があり、又は裁判所がアクセスできないようにするおそれがあること。
- ⑧ 差押命令の適用を申し立てる者は要求する差押えを公にしていないこと。

また、DTSA は従業員への転職に対する保護規定を有している点も特色であるといえる。例えば、雇用主は営業秘密又は機密情報を規律する従業員との契約またはポリシーを定める文書で、従業員に対し、営業秘密及び機密情報の使用について、法律違反の報告等を政府職員等に一定の場合に免責する旨の通知をしなければならない (18U.S.C. § 1833(b) (3) (A) (B))。この通知をしない場合、雇用主は従業員が営業秘密の不正使用をした際に懲罰的賠償金又は弁護士費用を請求することができない。この従業員の定義には、コンサルタント等の場合を含むため、非常に広い範囲の者に対して通知をする必要がある。なお、ここにおける免

責とは、訴訟等において営業秘密を開示したとしても刑事的・民事的に責任を問われないことを意味する。

また、オハイオ州等において、従業員の転職により営業秘密が必然的に開示されてしまう恐れがある場合、その従業員の転職を阻止することが認められているが (いわゆる「不可避の開示論」による転職等の差止め。ただし、カリフォルニア州等では認められていない)、DTSA ではこの理論を採用せず、従業員の転職について、従業員が他社と雇用契約を締結することを禁止できないことを明確にするとともに、営業秘密の不正取得のおそれがあるときは条件を付すことができるとして、従業員の転職の自由を認めることと営業秘密保護とのバランスを図った。

そして、営業秘密を保有している者は、裁判所等において営業秘密を開示しなければならない場合に、裁判所に対して営業秘密を秘密状態を維持するために封緘して提出することができる。この手続をしないと、裁判所の命令により営業秘密は開示される。

さらに、米国特許商標庁 (USPTO) の長官は、米国企業の営業秘密の海外での盗難について半期ごとに経済的損害をなくすための改善策等のための提言とともに報告をしなければならない。USPTO がその役割を担うことは非常に興味深い。

さらに、州法では、ディスカバリーの前に盗まれた営業秘密について特定する必要があるが、DTSA ではこれらの点を特定する必要がなく、連邦裁判所における営業秘密の保護を求めやすくしている。

(4) 国際貿易委員会 (ITC: International Trade Commission) による保護

ITC は、米国貿易法を取り扱う連邦準司法政府機関であり、1930 年関税法第 337 条に基づいて侵害製品の米国への輸入を排除する権限を有する機関である。営業秘密の不正取得等も第 337 条調査の理由として主張することができ、営業秘密の不正取得等の調査のためには、①営業秘密の不正流用又は不公正な手法若しくは不正な行為、②侵害製品の輸入、販売、又は米国へ輸入された製品の米国での販売、③侵害により影響を受ける国内産業の存在、④当該国内産業が被った経済的損害、を立証しなければならない。

ITC は、営業秘密の不正取得等に関して、営業秘密を「事業で利用され、これらについて知らないか又はこれらを有しない競合業者よりも利益を得る機会を与

えるような、製法、パターン、装置、情報の寄せ集め」と一般的に定義し、不法行為リステートメント第 757 条 (b) 項のコメントに記載の 6 つの要素を検討判断に用いている。

また、救済措置として、ITC は損害賠償を認める権限を有さないが、排除命令又は停止命令の形式による差止命令を認める権限を有する。ITC が第 337 条違反が発生したと決定した場合は大統領のレビューの対象となり、大統領が 60 日以内に否認しないかぎり、救済措置命令は最終的なものとなる。さらに税関国境警備局 (CBP: Customs and Border Protection) は ITC が発行した排除命令を執行するが、権利者が執行手続に深く関与する。

(5) 契約による保護

米国においては、秘密保持義務契約及び競業禁止義務契約を締結することにより営業秘密を保護することが一般的に行われていることも留意する必要がある。営業秘密を開示する相手が従業員である場合には雇用契約上の問題となる⁽³⁾。

4. 米国で問題となる点についての検討内容

米国では上記のような保護体制が布かれていることを確認後、実際に生じうる事例に関連して依頼者に情報提供をするために有益な情報を弁理士に提供することが有意義であると考え、この視点から有意義であると思われる質問事項を検討し作成した。具体的には、どのような事例が有意義であるかに関連して、様々な場面を想定して議論し、海外でのビジネスの可能性として、子会社の設立、共同開発等があり、日本企業が有する営業秘密が日本で漏洩される可能性、海外で漏洩される可能性があること、海外で営業秘密を不正に使用したとして訴えられる可能性もあることについて検討した。そして最終的に、クライアントである日本企業が米国に子会社を設立する場合に関する情報が最も有意義であるという結論になった。この場合に関して、具体的に問題が生じうる場面について検討を重ねて、実際のビジネス上生じる可能性のある場面を想定して各種検討課題を取りまとめた。これをもとに質問リスト (質問の詳細は下記 5 をご参照) を作成したうえで、米国法及び米国実務に知見を有する米国法律事務所としてモリソン・フォースターを選び、上記質問事項に対する回答を求めることとした。

5. 米国法律事務所に対する質問事項

当グループで作成し米国法律事務所に提示した質問事項及びその趣旨は、以下のとおりである。これに対するモリソン・フォースターからの回答は本誌に別原稿として掲載されている。

(1) 米国子会社が保有する営業秘密の保護の方法

今日日本企業が米国子会社を設立することは珍しくないが、米国企業である米国子会社が、従業員の雇用、退職、他の米国会社との活動等の場面において、営業秘密を保護するためにどのような点に留意すべきかについての設問である。

(質問 1) 米国企業は、従業員を雇用する際に、どのような点に留意して自社の営業秘密の保護を図っているのか、また、具体的にどのような手法によって当該保護を行っているのか。

(質問 2) 米国子会社において、従業員が退職を希望する場合、あるいは従業員を退職させる場合、自社の保有する営業秘密を保護するにあたってどのような点に留意すべきか。また、営業秘密保護のため具体的にどのような方策をとるべきか。

(質問 3) 米国子会社が他の米国の会社・大学・研究機関等と共同研究開発をする場合、営業秘密の保護として、どのような点に留意すべきか。

(質問 4) 日本企業から米国の大学等へ派遣された留学生の研究成果に関連して、どのような点に留意すべきか。

(2) 米国子会社が営業秘密侵害で訴えられないために必要な措置

米国子会社は米国企業として米国法のもとで事業活動を行うことになるが、米国において訴訟の提起は日常的なことであり、米国子会社が他の米国企業から営業秘密侵害で訴えられる可能性が存在する。米国子会社が、他の米国企業から営業秘密侵害で訴えられないために注意すべき点についての設問である。

(質問 5) 他社を退職した従業員を米国子会社が採用する場合、他社から営業秘密侵害で訴えられないためには、どのような点に留意すべきか。

(質問 6) 米国子会社又は日本親会社が他社とライセンス契約を締結し又は交渉する場合、営業秘密の保護のために、どのような点に留意すべきか。

(3) 米国子会社が他社に対して営業秘密侵害の訴えを提起する場合

米国子会社が営業秘密を侵害された場合には他の米国企業と同様に米国で訴訟を提起することが可能であるが、訴訟提起に関連する設問である。

(質問7) 日本企業の米国子会社が他社を営業秘密侵害で提訴する場合、連邦法と州法のいずれに基づいて、連邦裁判所と州裁判所のいずれに提訴すべきか。

(質問8) 営業秘密侵害に関して提訴する場合、州ごとに日本企業が留意すべき点はあるか。

(質問9) 日本企業の米国子会社が他社による営業秘密侵害について提訴する場合、特に検討すべき点、留意すべき点はあるか。特に、日本親会社がディスカバリーの対象となるリスクはあるか。

(4) 日本親会社への裁判管轄権の波及を防ぐための方法

米国子会社を設立した結果として、米国裁判所の裁判管轄権が日本親会社に及んで日本親会社が米国における裁判に巻き込まれることを避けるための設問である。

(質問10) 日本企業が米国に子会社を有する場合、親会社である日本企業に対して、米国の裁判管轄権が及ぶのはどのような場合か。

(質問11) 日本親会社が、自らに米国の裁判管轄権が及ぶことを避けるために、留意すべき点は何か。

(質問12) 米国子会社の保有する他社の営業秘密を日本の親会社と共同で使用している場合とそうでない場合とで裁判管轄の面で違いがあるか。

(5) 中国、韓国、台湾企業を米国裁判所で訴えることについて

日本企業又は米国子会社が、米国裁判所において中国、韓国、台湾企業に対して訴訟を提起することはメリットがあるという見解について、営業秘密保護に専門性を有する米国法律事務所の見解を知るための設問である。

(質問13) 日本企業又は米国子会社が、米国裁判所で中国、韓国、台湾企業を訴えることは、どういう面で日本企業側にメリットがあるか。

(6) その他

(質問14) 経済スパイ法 (Economic Espionage Act)

では、「おとり捜査」が認められている。「おとり捜査」に関して、どのような点に留意すべきか。

(質問15) DTSAに基づく裁判所の判断状況について留意すべき点はあるか。

以上

(注)

(1) 連邦法による占専 (preemption) とは、連邦法が制定されたことがその分野の法規制はすべて連邦法によるという趣旨であると解されるときは、その分野について連邦法に違反する州法の定めは無効とされることをいう。田中英雄編『英米法辞典』656頁 (東京大学出版会、1991)。

(2) TRO (temporary restraint order) とは、本案審理に基づく訴訟の最終的解決まで現状維持を図るため暫定的措置を定める命令で、相手方に対する通知を要せず、一方のみの申立に基づいて発せられる裁判所の命令。田中・前掲注(1)842頁。

(3) 結城哲彦『営業秘密の管理と保護』139頁—166頁 (成文堂、2015)。

(参考文献)

金春陽『営業秘密の法的保護—アメリカ・中国・日本の比較法研究』(成文堂、2007)。

株式会社三菱総合研究所「平成25年度産業経済研究委託事業 諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014), <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chit eki/pdf/H25FYshogaikokuchosa.pdf>, (2017. 07. 03.)。

Sharon K. SANDEEN (足立勝訳)「米国営業秘密法—その発展と適用—」知財政策学研究 47 卷 29 頁(2015)。

結城哲彦『営業秘密の管理と保護』(成文堂、2015)。

浅井敏雄「2016年米国連邦民事 トレードシークレット保護法の概要」パテント 69 卷 15 号 98 頁(2016)。

S.1890 - Defend Trade Secrets Act of 2016, Cong. Govern., <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-bill/1890/text> (2017. 07.03)。

Peter, J. Torren, *Misappropriation of a Trade Secret Under the DTSA*, PLL, <http://www.ipwatchdog.com/2016/06/10/misappropriation-trade-secret-dtsa/id=69826/> (2017.07.03)。

Leiza Dolghih, *Federal DTSA - A New Avenue for Trade Secret Enforcement*, Dallas Bar Tweets (2016), <http://www.dallasbar.org/book-page/federal-dtsa-%E2%80%93-new-a-venue-trade-secret-enforcement> (2017.07.03)。

Nineveh Alkhas, *The Notice Provision of the Defend Trade Secrets Act (DTSA): What Employers Must Do Now*, the National Law Review (2016), <http://www.natlawreview.com/article/notice-provision-defend-trade-secrets-act-dtsa-what-employers-must-do-now> (2017. 07. 03)。

(原稿受領 2017. 7. 7)